



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年11月8日金曜日 第54号

## ◇ 目 次 ◇

クリーニング業法による研修の指定..... (業務衛生課) ... 711

クリーニング業法による講習の指定..... ( " ) ... 711

公共測量の実施の通知(3件)..... (道路維持課) ... 712

都市計画事業の事業計画の変更認可..... (都市整備課) ... 712

指定居宅サービス事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 712

指定介護予防サービス事業者の指定..... ( " ) ... 713

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... (東予地方局四国中央保健所) ... 713

道路の供用開始(県道松山伊予線)..... (中予地方局管理課) ... 713

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 714

土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 714

道路の供用開始(一般国道381号)..... (南予地方局管理課) ... 714

道路の区域変更(県道高茂岬船越線)..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 714

道路の供用開始(県道高茂岬船越線)..... ( " ) ... 714

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (南予地方局八幡浜支局環境保全課) ... 715

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... ( " ) ... 719

道路の区域変更(県道瀬田八多喜停車場線)..... (南予地方局八幡浜土木事務所) ... 725

道路の区域変更(県道肱川公園線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 725

道路の供用開始(県道久万中山線)..... ( " ) ... 725

道路の供用開始(県道内子双海線)..... ( " ) ... 725

## 告 示

### ○愛媛県告示第687号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

令和元年11月8日

愛媛県知事 中村時広

- 1 研修の名称  
クリーニング師研修
- 2 主催者  
東京都港区新橋6丁目8番2号  
公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター  
理事長 小池広昭
- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	令和2年1月26日(日)	松山市北持田町139-2 愛媛県生活文化センター

- 4 受講料  
5,000円

### ○愛媛県告示第688号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

令和元年11月8日

愛媛県知事 中村時広

- 1 講習の名称  
クリーニング業務従事者講習
- 2 主催者  
東京都港区新橋6丁目8番2号  
公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター  
理事長 小池 広昭
- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	令和2年1月26日(日)	松山市北持田町139-2 愛媛県生活文化センター

- 4 受講料  
4,500円

○愛媛県告示第689号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月8日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和元年11月6日から  
令和2年1月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県大洲市柚木地内

○愛媛県告示第690号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月8日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和元年11月8日から  
令和2年3月6日まで
- 3 作業地域 愛媛県大洲市五郎、阿蔵

○愛媛県告示第691号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第

○愛媛県告示第693号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和元年11月8日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月8日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和元年11月8日から  
令和2年2月14日まで
- 3 作業地域 愛媛県西予市宇和町卯之町地内

○愛媛県告示第692号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、西条都市計画公園事業4・4・1東部公園(西条市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

令和元年11月8日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 事業施行期間  
平成29年7月25日から  
令和4年3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
愛媛県西条市飯岡、下島山甲及び下島山乙地内
  - (2) 使用の部分  
なし

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社N・フィールド	訪問看護ステーション デューン西条	愛媛県西条市明屋敷428-4	令和元年9月1日	訪問看護
合同会社みらいケア	訪問看護ステーション陽だまり	愛媛県西条市小松町新屋敷甲3096番地40	令和元年9月1日	訪問看護
西日本商事株式会社	西日本商事株式会社西条営業所	愛媛県西条市三津屋南3番39	令和元年9月1日	福祉用具貸与

西日本商事株式会社	西日本商事株式会社西条営業所	愛媛県西条市三津屋南3番39	令和元年9月1日	特定福祉用具販売
株式会社訪問介護ほほえみ	訪問介護ほほえみ	愛媛県四国中央市豊岡町大町937番地	令和元年9月1日	訪問介護
株式会社デイサービス愛	訪問看護ステーション愛	愛媛県今治市東鳥生町一丁目6番7号	令和元年9月10日	訪問看護

○愛媛県告示第694号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和元年11月8日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社N・フィールド	訪問看護ステーション デューン西条	愛媛県西条市明屋敷428-4	令和元年9月1日	介護予防訪問看護
合同会社みらいケア	訪問看護ステーション陽だまり	愛媛県西条市小松町新屋敷甲3096番地40	令和元年9月1日	介護予防訪問看護
西日本商事株式会社	西日本商事株式会社西条営業所	愛媛県西条市三津屋南3番39	令和元年9月1日	介護予防福祉用具 貸与
西日本商事株式会社	西日本商事株式会社西条営業所	愛媛県西条市三津屋南3番39	令和元年9月1日	特定介護予防福祉 用具販売
株式会社デイサービス愛	訪問看護ステーション愛	愛媛県今治市東鳥生町一丁目6番7号	令和元年9月10日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第695号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和元年11月8日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
大王製紙株式会社  
四国中央市三島紙屋町2番60号  
代表取締役社長 佐光 正義
- 事業場の名称及び所在地

- 大王製紙株式会社三島工場  
四国中央市三島紙屋町5番1号
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号ホ、第23号へ、第23号ト、第23号チ、第27号イ、第27号又、第63の3号、第64の2号ロ、第71の2号イ、第71の4号イ、第74号
  - 変更しようとする事項の内容  
排水の系統の変更
  - 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量  
No.1排水口（工場排水）  
No.6、No.7、No.9排水口（生活排水）  
変更なし
- 備考 このほかに、雨水排水口が146箇所（今回1箇所新設する。）ある。

○愛媛県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山伊予線	伊予郡松前町大字出作243番2地先から 同大字186番6まで	令和元年11月8日

○愛媛県告示第697号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年11月8日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第32号 令和元年10月31日	伊予郡砥部町高尾田1059番2	松山市来住町1074番地8 愛花宅建 岡花良一

○愛媛県告示第698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和元年11月8日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	矢 野 哲 哉	八幡浜市真網代丙427番地1

○愛媛県告示第699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	381号	北宇和郡松野町大字蕨生1364番1から 同大字1368番まで	令和元年11月8日

○愛媛県告示第700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町樽見124番2から 同町下久家917番2まで	旧	メートル 5.8~64.5	キロメートル 0.236	
		南宇和郡愛南町樽見124番2から 同町下久家917番2まで	新	12.6~64.5	0.236	

○愛媛県告示第701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町樽見124番2から 同町下久家917番2まで	令和元年11月8日

○愛媛県告示第702号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び大洲市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和元年11月8日

愛媛県八幡浜保健所長 竹内 豊

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

仙味エクス株式会社  
大洲市平野町野田779-2  
代表取締役社長 篠島 克裕

2 事業場の名称及び所在地

仙味エクス株式会社  
大洲市平野町野田779-2

3 特定施設に関する事項

(1) 精製施設

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第5号 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設 ホ 精製施設	
特定施設の能力	1時間当たり2,000キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続 8時30分～17時30分	
特定施設の1日当たりの使用時間	上記のうち7時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～9.0 最大 6.0～9.0
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,500 最大 3,200
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 800 最大 1,000
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 700 最大 900
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 280
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 20

ノルマルヘキササン抽出物質含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	100
	最大	120
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	4.0
	最大	4.6

(2) 湯煮施設

特定施設の種類	政令別表第1第5号 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設 八 湯煮施設	
特定施設の能力	1回当たり600リットル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続 8時30分～17時30分	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～9.0 最大 6.0～9.0
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3,000 最大 4,200
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 960 最大 1,200
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,000 最大 1,300
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 300 最大 360
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 21
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	2.9
	最大	3.6

(3) 湯煮施設（同型4基）

特定施設の種類	政令別表第1第5号 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設 八 湯煮施設	
---------	---	--

特定施設の能力	1回当たり2,000リットル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続 8時30分～17時30分	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0～9.0 最大 6.0～9.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 4,100
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 960 最大 1,200
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 350
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 21
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 150
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.975 最大 1.2

(4) 湯煮施設 (同型2基)

特定施設の種別	政令別表第1第5号 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設 ハ 湯煮施設
特定施設の能力	1回当たり4,400リットル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	連続 8時30分～17時30分
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間

特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0～9.0 最大 6.0～9.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 4,200
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 960 最大 1,200
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 360
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 21
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 150
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1.0 最大 1.2

(5) 湯煮施設

特定施設の種別	政令別表第1第5号 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設 ハ 湯煮施設	
特定施設の能力	1回当たり700リットル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続 8時30分～17時30分	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0～9.0 最大 6.0～9.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 4,100
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 960 最大 1,200

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,000 最大 1,200
窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 300 最大 350
りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 21
ノルマルヘ キサン抽出 物質含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 120 最大 150
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3.9 最大 4.8

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 前処理施設

設 置 年 月 日	平成27年4月1日		
処 理 施 設 の 種 類	前処理施設 : 流動床処理方式 前処理施設 : 回転円板方式		
処 理 施 設 の 型 式	前処理施設 : 流動床処理方式 前処理施設 : 回転円板方式		
処 理 施 設 の 構 造	前処理施設 : RC造 前処理施設 : 鋼板製		
処理施設の主要寸法(単位 メートル)	前処理施設 : 縦8.0×横11.0×高さ4.5 前処理施設 : 縦2.6×横3.6×高さ2.7		
処 理 施 設 の 能 力	前処理施設 : 1日当たり100立方メー トル 前処理施設 : 1日当たり30立方メー トル		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	前処理施設 : 流動床処理方式 前処理施設 : 回転円板方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用 時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動 の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~9.0 最大 6.0~9.0	
	生物化学的 酸素要求量 (単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	通常 2,400 最大 3,200	通常 10 最大 10
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグラ ム)	通常 860 最大 1,200	通常 20 最大 20
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 740 最大 1,000	通常 10 最大 10
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 230 最大 300	通常 10 最大 10

りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 14 最大 20
ノルマルヘ キサン抽出 物質含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 130 最大 1,100
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 110.8 最大 130

備考 特定施設からの排水以外に、壁・床洗浄水、生活排水を合わせて2系  
統で処理後、

(2) 後処理施設

設 置 年 月 日	平成27年4月1日		
処 理 施 設 の 種 類	嫌気・好気(外圧中空系膜ろ過)処理方 式		
処 理 施 設 の 型 式	嫌気・好気(外圧中空系膜ろ過)処理方 式		
処 理 施 設 の 構 造	中空系膜(外圧型) FRP製(3系統)		
処理施設の主要寸法(単位 メートル)	後処理施設 : 縦8.1×横30.1× 高さ2.84 後処理施設 : 縦10.9×横12.6× 高さ2.84		
処 理 施 設 の 能 力	後処理施設 : 1日当たり50立方メー トル×2系統 後処理施設 : 1日当たり30立方メー トル		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	嫌気・好気(外圧中空系膜ろ過)処理方 式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用 時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動 の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)		通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	生物化学的 酸素要求量 (単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		通常 10 最大 10
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグラ ム)		通常 20 最大 20
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		通常 10 最大 10
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		通常 10 最大 10
りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		通常 1.0 最大 1.0	

ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 25
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 110.8 最大 130

備考 前処理施設 での処理水を混合後、3系統で処理する。

(3) 合併処理浄化槽

設 置 年 月 日	平成26年9月1日		
処 理 施 設 の 種 類	合併処理浄化槽		
処 理 施 設 の 型 式	ダイキDCW83A型		
処 理 施 設 の 構 造	FRP製		
処理施設の主要寸法(単位メートル)	縦3.3×横4.42×高さ3.42		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり14立方メートル		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	固液分離型流量調整付担体流動生物ろ過循環方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~9.0 最大 6.0~9.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200	通常 16 最大 20
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 100	通常 24 最大 30
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 160	通常 16 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 45	通常 16 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 8.0	通常 2.0 最大 7.0
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 12 最大 14	通常 12 最大 14

(4) 排水処理施設A

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後6ヶ月		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処 理 施 設 の 種 類	pH中和+硝化液循環膜分離活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 型 式	pH中和+硝化液循環膜分離活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 構 造	RC造(中空糸膜外圧)		
処理施設の主要寸法(単位メートル)	縦7.8×横15.8×高さ5.65		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり70立方メートル		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	pH中和+硝化液循環膜分離活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.4~11.5 最大 6.4~11.5	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 800 最大 1,000	通常 10 最大 10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500	通常 20 最大 20
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 100	通常 10 最大 10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200	通常 10 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 20	通常 1.0 最大 1.0
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 20	通常 5.0 最大 25
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 56 最大 70	通常 56 最大 70	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項 目	No.1 排水口		No.2 排水口	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 11	通常 0.9 最大 1.8	通常 0.9 最大 1.8	通常 0.9 最大 1.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 21	通常 1.7 最大 3.4	通常 1.7 最大 3.4	通常 1.7 最大 3.4
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 11	通常 1 最大 2	通常 1 最大 2	通常 1 最大 2
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 11	通常 0.40 最大 0.80	通常 0.40 最大 0.80	通常 0.40 最大 0.80
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.1 最大 1.5	通常 0.040 最大 0.080	通常 0.040 最大 0.080	通常 0.040 最大 0.080
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.8 最大 23	通常 1.0 最大 1.0	通常 1.0 最大 1.0	通常 1.0 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 178.8 最大 214	通常 320 最大 400	通常 320 最大 400	通常 320 最大 400

備考 No.1排水口からは、排水処理施設(後処理施設 ~、排水処理施設 A)と合併処理浄化槽の排水を合わせた水が排出される。  
このほかに、雨水専用排水口としてNo.3~No.6排水口がある。

○愛媛県告示第703号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び大洲市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和元年11月8日

愛媛県八幡浜保健所長 竹内 豊

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
仙味エクス株式会社  
大洲市平野町野田779-2  
代表取締役社長 茂島 克裕
- 事業場の名称及び所在地  
仙味エクス株式会社  
大洲市平野町野田779-2
- 特定施設の種類の  
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1  
第5号 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設  
イ 原料処理施設  
ロ 洗浄施設  
ハ 湯煮施設

- 二 濃縮施設
  - ホ 精製施設
  - へ ろ過施設
- 4 変更しようとする事項の内容  
特定施設の新規設置及び既存特定施設の使用の方法  
排水処理施設の新規設置  
排水水の汚染状態及び量
- 5 特定施設に関する事項

(1) 原料処理施設

		変 更 前	変 更 後
特定施設の型式	中川乳機(株)製 堅型 バスチライザー-3000 リットル		変更なし
特定施設の主要寸法(単位 メートル)	外径1.60× 高さ3.214		変更なし
特定施設の能力	1回当たり3,000リ ットル		変更なし
原材料の種類及び1日当たり の使用量	魚介類 1日当たり2,400キ ログラム		変更なし
特定施設の使用時間間隔	連 続 7時30分~16時30分		連 続 6時45分~23時30分
特定施設の1日当たりの使用 時間	9時間		14時間
特定施設の使用の季節的変動 の概要	な し		変更なし
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~9.0 最大 6.0~9.0	変更なし
	生物化学的 酸素要求量 (単位1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2,500 最大 3,200	通常 960 最大 1,200
	化学的酸素 要求量(単 位1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 1,200 最大 1,500	通常 640 最大 800
	浮遊物質 (単位1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,000 最大 1,100	通常 104 最大 130
	窒素含有量 (単位1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 200 最大 280	通常 184 最大 230
	りん含有量 (単位1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 24	変更なし
	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (単位1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 100 最大 120	通常 10 最大 12
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.5 最大 0.6	通常 1.4 最大 1.8	

(2) 原料処理施設

		変 更 前	変 更 後
特定施設の型式	日本キャリア工業(株) 製 フレーカーF- 311		変更なし

特定施設の主要寸法（単位メートル）	縦2,078×横1,583×高さ2,450	変更なし	
特定施設の能力	1時間当たり3,500キログラム	変更なし	
原材料の種類及び1日当たりの使用量	魚類および畜肉すり身 1日当たり4,500キログラム	変更なし	
特定施設の使用時間間隔	連続 8時30分～17時30分	変更なし	
特定施設の1日当たりの使用時間	上記のうち7時間	変更なし	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	変更なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～9.0 最大 6.0～9.0	変更なし
	生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2,500 最大 3,200	通常 960 最大 1,200
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1,200 最大 1,700	通常 800 最大 1,000
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1,000 最大 1,200	通常 144 最大 180
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 250 最大 300	通常 200 最大 250
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 26	変更なし
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 130	通常 10 最大 13
汚水等の1日当たりの量（単位立方メートル）	通常 0.5 最大 0.6	変更なし	

(3) 洗浄施設

	変更前	変更後
特定施設の型式	(株)永田製作所製 NBR-16S型	変更なし
特定施設の主要寸法（単位メートル）	縦1,40×横2.13×高さ1.30	変更なし
特定施設の能力	1時間当たり1,500本	変更なし
原材料の種類及び1日当たりの使用量	瓶容器 1日当たり3,000本	変更なし
特定施設の使用時間間隔	連続 8時30分～17時30分	変更なし
特定施設の1日当たりの使用時間	上記のうち2～4時間	変更なし
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	変更なし

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～9.0 最大 6.0～9.0	変更なし
	生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 8.0 最大 10	通常 4.0 最大 5.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 8.0 最大 10	通常 4.0 最大 5.0
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 10	通常 4 最大 5
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.05 最大 0.05	通常 0.04 最大 0.05
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.003 最大 0.003	通常 0.002 最大 0.003
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 8.0 最大 10	変更なし
汚水等の1日当たりの量（単位立方メートル）	通常 1.5 最大 2.0	通常 1.6 最大 2.0	

(4) 湯煮施設

	変更前	変更後	
特定施設の型式	(株)ナカキン製 半自動充填機WF-1MS	変更なし	
特定施設の主要寸法（単位メートル）	縦2,50×横3,50×高さ2,80	変更なし	
特定施設の能力	1時間当たり1,800リットル	変更なし	
原材料の種類及び1日当たりの使用量	魚肉および畜肉すり身 1日当たり5,000キログラム	変更なし	
特定施設の使用時間間隔	連続 8時30分～17時30分	変更なし	
特定施設の1日当たりの使用時間	上記のうち7時間	変更なし	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	変更なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～9.0 最大 6.0～9.0	変更なし
	生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3,000 最大 4,300	通常 1,200 最大 1,500
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 240 最大 300	通常 160 最大 200
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 700 最大 800	通常 64 最大 80

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 300 最大 370	通常 256 最大 320
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8.0 最大 10	変更なし
	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 300 最大 7,000	通常 16 最大 20
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1.8 最大 2.0	通常 1.6 最大 2.0

(5) 湯煮施設

		変 更 前	変 更 後
特定施設の型式		㈱クルマ工作所製 1500リットルタンク	変更なし
特定施設の主要寸法(単位 メートル)		外径1.47×高さ2.45	変更なし
特定施設の能力		1回当たり1,500リ ットル	変更なし
原材料の種類及び1日当たり の使用量		魚類および畜肉すり 身 1日当たり1,500キ ログラム	変更なし
特定施設の使用時間間隔		連 続 8時30分～17時30分	変更なし
特定施設の1日当たりの使用 時間		9時間	変更なし
特定施設の使用の季節的変動 の概要		な し	変更なし
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0～9.0 最大 6.0～9.0	変更なし
	生物化学的 酸素要求量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3,000 最大 4,100	通常 1,200 最大 1,500
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 1,400 最大 1,800	通常 800 最大 1,000
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,000 最大 1,400	通常 144 最大 180
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 300 最大 350	通常 240 最大 300
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 30	変更なし
	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 120 最大 150	通常 12 最大 15
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.5 最大 0.6	変更なし

(6) 湯煮施設

		変 更 前	変 更 後
特定施設の型式		㈱ナカキン製 半自 動充填機WF-1M S	変更なし
特定施設の主要寸法(単位 メートル)		縦2.50×横3.50× 高さ2.80	変更なし
特定施設の能力		1時間当たり1,800 リットル	変更なし
原材料の種類及び1日当たり の使用量		魚肉および畜肉すり 身 1日当たり5,000キ ログラム	変更なし
特定施設の使用時間間隔		連 続 8時30分～17時30分	変更なし
特定施設の1日当たりの使用 時間		上記のうち7時間	変更なし
特定施設の使用の季節的変動 の概要		な し	変更なし
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0～9.0 最大 6.0～9.0	変更なし
	生物化学的 酸素要求量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3,000 最大 4,300	通常 1,200 最大 1,500
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 240 最大 300	通常 160 最大 200
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 700 最大 800	通常 64 最大 80
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 300 最大 370	通常 256 最大 320
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8.0 最大 10	変更なし
	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 300 最大 7,000	通常 16 最大 20
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1.8 最大 2.0	通常 1.6 最大 2.0

(7) 湯煮施設

		変 更 前	変 更 後
特定施設の型式		東洋自動機(株)製 エ アホールドパウチT T-10CR	変更なし
特定施設の主要寸法(単位 メートル)		縦1.874×横3.42× 高さ2.373	変更なし
特定施設の能力		1分当たり25袋	変更なし
原材料の種類及び1日当たり の使用量		魚類および畜肉すり 身 1日当たり6,000キ ログラム	変更なし

特定施設の使用時間間隔		連 続 8時30分～18時30分	変更なし
特定施設の1日当たりの使用時間		上記のうち7時間	変更なし
特定施設の使用の季節的変動の概要		な し	変更なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0～9.0 最大 6.0～9.0	変更なし
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,300	通常 1,200 最大 1,500
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 240 最大 300	通常 160 最大 200
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 700 最大 800	通常 64 最大 80
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 290	通常 192 最大 240
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 10	変更なし
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 6,000	通常 16 最大 20
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 8.0 最大 9.0	通常 7.2 最大 9.0

(8) 湯煮施設 (同型2基)

		変 更 前	変 更 後
特定施設の型式		㈱クルマ工作所製 3000リットルパステライザー	変更なし
特定施設の主要寸法(単位メートル)		外径1.80× 高さ3.092	変更なし
特定施設の能力		1回当たり3,000リットル	変更なし
原材料の種類及び1日当たりの使用量		魚類および畜肉すり身 1日当たり3,000キログラム	変更なし
特定施設の使用時間間隔		連 続 8時30分～17時30分	変更なし
特定施設の1日当たりの使用時間		9時間	変更なし
特定施設の使用の季節的変動の概要		な し	変更なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0～9.0 最大 6.0～9.0	変更なし
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 4,100	通常 1,200 最大 1,500

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,400 最大 1,800	通常 800 最大 1,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,400	通常 64 最大 80
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 350	通常 240 最大 300
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30	変更なし
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 150	通常 12 最大 15
		通常 0.5 最大 0.6	変更なし

(9) 濃縮施設

		変 更 前	変 更 後
特定施設の型式		日南機械(株)製 エタノール回収装置	変更なし
特定施設の主要寸法(単位メートル)		縦2.00×横3.90× 高さ3.52	変更なし
特定施設の能力		1時間当たり450キログラム	変更なし
原材料の種類及び1日当たりの使用量		魚介類 1日当たり1,000キログラム	変更なし
特定施設の使用時間間隔		連 続 8時30分～17時30分	連 続 6時45分～23時30分
特定施設の1日当たりの使用時間		上記のうち7時間	上記のうち14時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		な し	変更なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0～9.0 最大 6.0～9.0	変更なし
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3,600 最大 4,500	通常 1,200 最大 1,500
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,600 最大 2,100	通常 800 最大 1,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,500	通常 144 最大 180
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 400	通常 280 最大 350
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	変更なし

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	120	通常	13
	最大	160	最大	16
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	1.0	通常	2.8
	最大	1.2	最大	3.6

(10) 濃縮施設

		変 更 前	変 更 後	
特定施設の型式		日南機械(株)製 真空濃縮装置	変更なし	
特定施設の主要寸法(単位メートル)		縦2.60×横2.70×高さ9.36	変更なし	
特定施設の能力		1時間当たり1,000キログラム	変更なし	
原材料の種類及び1日当たりの使用量		魚介類 1日当たり2,000キログラム	変更なし	
特定施設の使用時間間隔		連続 8時30分～17時30分	連続 6時45分～23時30分	
特定施設の1日当たりの使用時間		上記のうち8時間	上記のうち14時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	変更なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0～9.0 最大 6.0～9.0	変更なし	
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,600 最大 4,500	通常 1,200 最大 1,500	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,600 最大 2,100	通常 800 最大 1,000	
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,500	通常 144 最大 180	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 400	通常 280 最大 350	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	変更なし	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 160	通常 13 最大 16	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	1.0	通常	2.8
	最大	1.2	最大	3.6

(11) 精製施設 (No.77(吸着樹脂カラム))

		変 更 前	変 更 後
特定施設の型式		日本錬水(株)製 有価物質精製装置	変更なし

特定施設の主要寸法(単位メートル)		縦1.83×横2.70×高さ3.229	変更なし	
特定施設の能力		1時間当たり200リットル	変更なし	
原材料の種類及び1日当たりの使用量		魚介類 1日当たり600リットル	変更なし	
特定施設の使用時間間隔		連続 8時30分～17時30分	連続 6時45分～23時30分	
特定施設の1日当たりの使用時間		上記のうち8時間	14時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	変更なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0～9.0 最大 6.0～9.0	変更なし	
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,300	通常 960 最大 1,200	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,200 最大 1,500	通常 640 最大 800	
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,100	通常 104 最大 130	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 280	通常 184 最大 230	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25	変更なし	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120	通常 10 最大 12	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	5.0	通常	13.2
	最大	5.5	最大	16.5

(12) 精製施設 (No.78(吸着樹脂カラム))

		変 更 前	変 更 後
特定施設の型式		日本錬水(株)製 有価物質精製装置	変更なし
特定施設の主要寸法(単位メートル)		縦2.30×横4.00×高さ2.786	変更なし
特定施設の能力		1時間当たり800リットル	変更なし
原材料の種類及び1日当たりの使用量		魚介類 1日当たり2,400リットル	変更なし
特定施設の使用時間間隔		連続 8時30分～17時30分	連続 6時45分～23時30分
特定施設の1日当たりの使用時間		上記のうち8時間	上記のうち14時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	変更なし

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0~9.0 最大 6.0~9.0	変更なし
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,500 最大 3,300	通常 960 最大 1,200
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,200 最大 1,500	通常 640 最大 800
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,000 最大 1,100	通常 104 最大 130
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 280	通常 184 最大 230
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 25	変更なし
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 120	通常 10 最大 12
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1.5 最大 1.8	通常 4.3 最大 5.4

6 汚水等の処理施設に関する事項

排水処理施設A

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後6ヶ月		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種別	pH中和+硝化液循環膜分離活性汚泥方式		
処理施設の型式	pH中和+硝化液循環膜分離活性汚泥方式		
処理施設の構造	RC造（中空糸膜外圧）		
処理施設の主要寸法（単位メートル）	縦7.8×横15.8×高さ5.65		
処理施設の能力	1日当たり70立方メートル		
汚水等の処理の方式	pH中和+硝化液循環膜分離活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.4~11.5 最大 6.4~11.5	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6

汚染状態の値	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 800 最大 1,000	通常 10 最大 10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 400 最大 500	通常 20 最大 20
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 80 最大 100	通常 10 最大 10
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 160 最大 200	通常 10 最大 10
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 16 最大 20	通常 1.0 最大 1.0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 16 最大 20	通常 5.0 最大 20
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 56 最大 70

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項目	No.1排水口		No.2排水口	
		変更前	変更後	変更前	変更後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	変更なし	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	変更なし
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 11 最大 11	変更なし	通常 0.9 最大 1.8	変更なし
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 21	変更なし	通常 1.7 最大 3.4	変更なし
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 11 最大 11	変更なし	通常 1 最大 2	変更なし
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 11 最大 11	変更なし	通常 0.40 最大 0.80	変更なし
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.1 最大 1.6	通常 1.1 最大 1.5	通常 0.040 最大 0.080	変更なし
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4.6 最大 23	通常 4.8 最大 23	通常 1.0 最大 1.0	変更なし
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 122.8 最大 144	通常 178.8 最大 214	通常 320 最大 400	変更なし

備考 No.1排水口からは、排水処理施設（後処理施設 ~、排水処理施設A）と合併処理浄化槽の排水を合わせた水が排出される。このほかに、雨水専用排水口としてNo.3~No.6排水口がある。

○愛媛県告示第704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 令和元年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	瀬田八多喜停車場線	八幡浜市日土町瀬田 6 番耕地3100	旧	メートル 5.0～5.6	キロメートル 0.013	
			新	5.0～8.8	0.013	

○愛媛県告示第705号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 令和元年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町宇和川357番2から 同町宇和川339番2まで	旧	メートル 4.2～35.3	キロメートル 0.214	
			新	20.8～82.0	0.214	

○愛媛県告示第706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 令和元年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1183番地先から 同町白杵1174番5まで	令和元年11月8日

○愛媛県告示第707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 令和元年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	喜多郡内子町河内681番2から 同町河内746番まで	令和元年11月8日